

入浴施設における浴槽水等の水質検査

浴槽水の検査

浴槽水の基準と水質検査の頻度が決められています。

地域によって詳細が異なる場合がございますので、各自治体・保健所にご確認下さい。

{浴槽水の水質基準}

項目	基準	項目	基準
濁度	5度以下であること	大腸菌群	1個/ml以下であること
過マンガン酸カリウム消費量	25mg/以下であること	レジオネラ属菌	検出されないこと

{浴槽水の検査頻度}

浴槽水の検査は、循環器系統ごとに行います。

浴槽の種類	浴槽	消毒の方法	頻度
循環式以外	毎日換水が行われている浴槽	/	1年に1回以上
	かけ流し		
循環式	循環式浴槽（毎日換水が行われている浴槽を除く）	塩素系薬剤による方法	6ヶ月に1回以上※
		塩素系薬剤による方法以外の方	3ヶ月に1回以上

※気泡発生装置を使用する場合、レジオネラ属菌の検査は3ヶ月に1回以上行う。

飲用温泉水の検査

関係法令等

環自総発第071001002号 環境省自然環境局長通知

- 飲用に供する温泉は、飲用口において採取したものについて年1回以上、一般細菌及び大腸菌群の試験を行い、基準値に適合していることを確認すること
- 着色が認められる場合等必要に応じて、全有機炭素を検査すること

検査項目	基準値
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること
大腸菌群	検出されないこと
全有機炭素 (TOC)	5mg/以下であること